

石川県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 28 号)

目 次

規 則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を
改正する規則 (少子化対策監室) 1

規 則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 佐 々 木 正 樹

石川県規則第十四号

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部を改正する規則

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則 (昭和三十一年石川県規則第七十九号) の一部を次のとおり改正する。

同規則第一条の二「及び里親・保護受託者手当」を、「里親手当及び保育機能強化加算費」に改め、同規則第三条「及び第五条の四第六項」を、「第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項」に改め、同規則第四条「及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」を、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。) に係る取扱いについて」(平成二十三年七月十五日付雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」に改め、同規則第五条「第78条第一項及び第二項」を「第78条第一項 (同条第二項第一号、第二号及び第三号 (同項第二号及び第三号にあつては、地方税法第314条の七第一項第二号に規定する寄附金に限る。) に規定する寄附金に限る。)」に改め、同規則第六条「第41条の三の二第四項」を「第41条の三の二第一項、第二項、第四項」に改め、同規則第七条「第24条の二の障害児施設給付費」を「第21条の五の二の障害児通所給付費又は第24条の二の障害児入所給付費」に改め、「又は同一世帯の児童が障害者自立支援法 (平成十七年法律第123号) 第五条第七項に規定する児童デイサービスを利用しているとき」を「同規則第八条「単身世帯」を「単身世帯 (自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)」に改め、同規則第九条「児童又は」を「児童養護施設若しくは、」に改め、

同規則第十条「及び第五条の四第六項」を、「第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項」に改め、同規則第十一条「及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」を、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。) に係る取扱いについて」(平成二十三年七月十五日付雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」に改め、同規則第十二条「第78条第一項及び第二項」を「第78条第一項 (同条第二項第一号、第二号及び第三号 (同項第二号及び第三号にあつては、地方税法第314条の七第一項第二号に規定する寄附金に限る。) に規定する寄附金に限る。)」に改め、同規則第十三条「第41条の三の二第四項」を「第41条の三の二第一項、第二項、第四項」に改め、

同規則第十四条「及び第五条の四第六項」を、「第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項」に改め、同規則第十五条「及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」を、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。) に係る取扱いについて」(平成二十三年七月十五日付雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」に改め、同規則第十六条「第78条第一項及び第二項」を「第78条第一項 (同条第二項第一号、第二号及び第三号 (同項第二号及び第三号にあつては、地方税法第314条の七第一項第二号に規定する寄附金に限る。) に規定する寄附

金に限る。)』に改め、同表第四号の二「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改め、同表第四号「、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設の通園部」を並べて「児童サービス」を「児童発達支援若しくは医療型児童発達支援」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一及び別表第三の規定は、平成二十四年四月以降の同市の職員の徴収に適用する。